

平成31年2月14日  
総務局情報政策課

「北九州市官民データ活用推進計画(素案)」に対する市民意見の募集について

1 意見募集期間

平成31年3月 1日(金)～平成31年4月 1日(月)

2 配布資料

- (1) 「北九州市官民データ活用推進計画(素案)」概要版(資料1) P.3～
- (2) 「北九州市官民データ活用推進計画(素案)」(資料2) P.9～
- (3) 意見募集要領(資料3) P.37～
- (4) 「北九州市官民データ活用推進基本条例」(資料4) P.39～

3 閲覧・配布場所

総務局情報政策課、広報室広聴課、各区役所総務企画課、各出張所、各市民センター、市ホームページ

4 背景・経緯

平成29年12月の「北九州市官民データ活用推進基本条例」が制定され、第3条の規定に基づき、本市では「北九州市官民データ活用推進計画」を策定することとした。

本計画は、本市のみならず、市民等との協働により進めていくべきものであり、計画の策定にあたっては、広く市民から意見を募集する必要がある。

5 今後のスケジュール(総務財政委員会への報告予定)

2019年5月 市民意見募集の実施結果報告

6月 「北九州市官民データ活用推進計画」第1版策定の報告



# 北九州市官民データ活用推進計画(素案) 概要版

## 1. 官民データ策定に関する背景と目的

資料1

### 背景・経緯

- ▶ 飛躍的に進歩する情報通信技術（ICT）と大量に蓄積されるデータを上手く活用して、「データ」がヒトを豊かにする社会（Society5.0）を実現するため、国では平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」を公布・施行。
- ▶ 本市においても同法の趣旨に基づき、ICTやデータを活用して、人口減少等にもなう諸課題の解決や行政サービスの向上を図っていくこと等を目的に平成29年12月に「北九州市官民データ活用推進基本条例」制定し、具体的な取組みを計画として定めることとした。

### 計画の位置づけ

- ▶ 本計画は、「北九州市基本構想・基本計画」で定めるまちづくりの基本方針の実現を目指すため、情報化の観点から施策を体系化し、市民や企業等と共有して推進する本市のICT分野の基本的な計画とする。

### 計画期間

- ▶ ICTの進展スピードを考慮し、2019年度から2021年度までの3年間とする。
- ▶ 北九州市基本構想・基本計画（2020年度まで）との整合性を図るため、必要に応じて2021年度以降の計画の見直しを行う。

### 基本的な考え方

- 市民や企業等がデータを容易に活用し利便性を実感できるデータ活用型社会の実現を目指す
- ICTの活用で市民サービス向上、行政事務の効率化・高度化を実現する
- データやICTの活用を円滑に行える環境を市民や企業等と協働で整備する

官民データ活用計画を策定し、総合的かつ効果的に推進することで、以下の目的の実現を目指します。

#### 目的 市民の快適な生活環境の実現

- ▶ 原則全ての行政手続きオンライン化
- ▶ 市民向け新サービス提供
- ▶ 安全・安心に関する情報を分かりやすく発信

#### 目的 効率的な行政運営

- ▶ 行政事務の効率化・高度化
- ▶ 市民、事業者等との協働体制構築
- ▶ 業務プロセスやシステム等の標準化・共同化

#### 目的 地域経済・社会の活性化

- ▶ データを活用した新ビジネス創出
- ▶ 地域雇用拡大
- ▶ 大学・高専等との連携

#### 目的 電子データ等の有効活用

- ▶ 市民や事業者のデータ活用を容易化
- ▶ 市民向け情報発信の拡大
- ▶ 圏域を超えた有機的な連携（市外、福岡県等）

## 2. 施策の基本的な考え方と体系

### 施策の体系

- ▶ 「基本的な考え方」で示した本計画が目指す将来ビジョンに沿って、施策を計画、推進する
- ▶ 特に、「官民データの容易な利用等に係る取組」と「手続きにおける情報通信技術の利用等に係る取組」については、本市の現状把握のための棚卸し結果を踏まえて、出来るだけ具体的な施策と目標を示す。

#### I. 「官民データの容易な利用等に係る取組」

- 本市が保有するデータの活用を推進するとともに、民間事業者のデータ活用も図る環境を整備する。

施策①	オープンデータ活用基盤の整備
施策②	市保有データの棚卸し
施策③	大学や企業等と連携したアイデアソン等の実施
施策④	「（仮）北九州市アプリガイド」の作成と防災、感染症予防等各種アプリの充実、民間作成アプリの公認化

#### II. 「手続きにおける情報通信技術の利用等に係る取組」

- 効率的な行政運営や市民サービス向上に資する施策として、手続きのオンライン化を推進していく。

施策⑤	市の手続きに関する棚卸し
施策⑥	手続きのオンライン化

#### III. 「官民データ活用の推進に関するその他の取組」

- 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な、データ活用の円滑化を図るための環境整備や、広域展開、企業等の啓発に向けた取組等を推進していく。

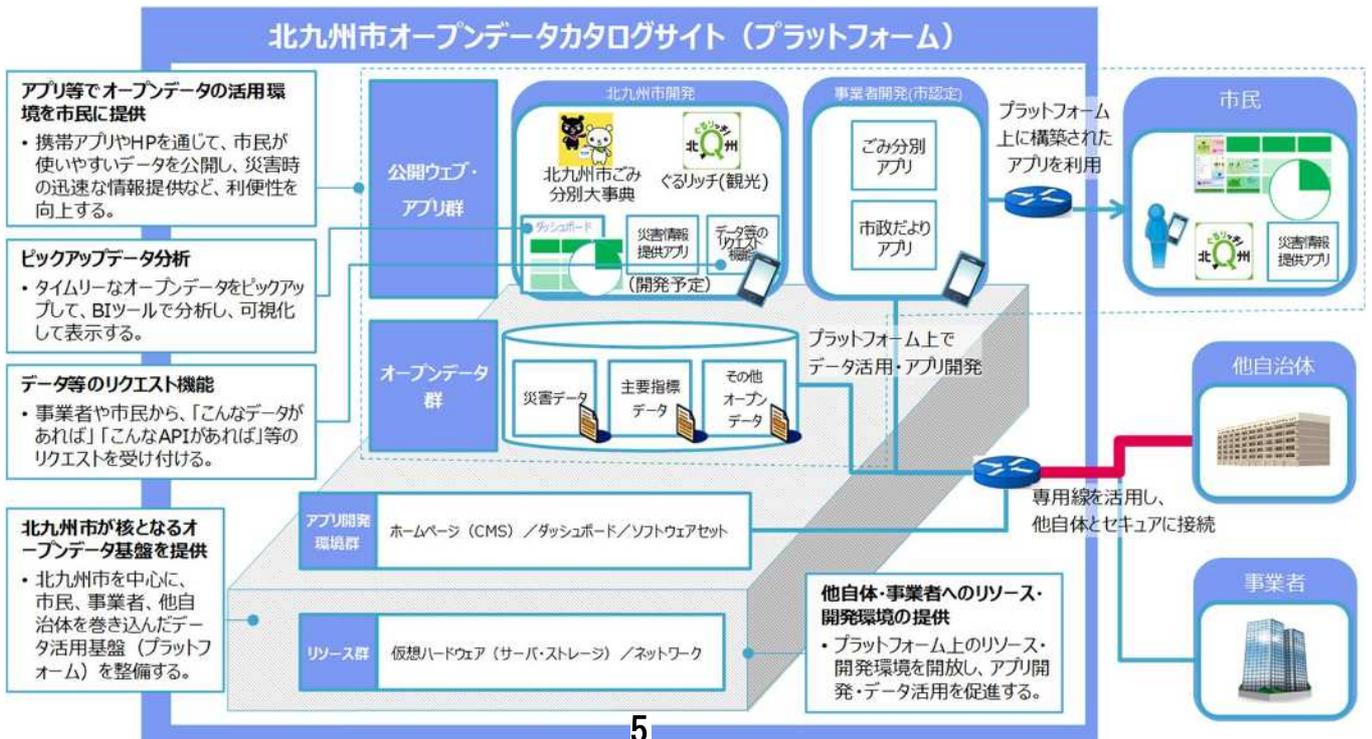
施策⑦～⑨	市民の安全・安心に資する情報の利活用
施策 ⑩	個人番号カード（マイナンバーカード）の普及及び活用に係る取組
施策⑪～⑭	利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）
施策⑮⑯	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組
施策⑰～⑳	ICT関連施策の推進

# 3. 施策の内容 ( 1 / 4 )

## I .「官民データの容易な利用等に係る取組」

施策①	オープンデータ活用基盤の整備
<b>施策内容</b> 市民向けの情報発信、他自治体との共同利用、事業者向けの開発環境やリソース群といった機能を含むプラットフォームを構築することで、本市が公開するオープンデータを様々な主体が活用できるようにすることを旨とする。	
施策②	市保有データの棚卸し
<b>施策内容</b> 2018年に実施した本市が保有するデータの棚卸し調査結果を用いて、オープンデータ化の推進を管理していく。	
施策③	大学や企業等と連携したアイデアソン等の実施
<b>施策内容</b> オープンデータの活用によるメリットを出来るだけ早い段階で市民等が実感できるように、大学等と連携したアイデアソンやハッカソンを実施していき、使いやすいアプリ等の創出を誘発していく。	
施策④	「(仮)北九州市アプリガイド」の作成と防災、感染症予防等各種アプリの充実、民間作成アプリの公認化
<b>施策内容</b> 「(仮)北九州市アプリガイド」を作成し、個別のアプリへの橋渡しを行うことで、利用者が使いやすい環境を用意する。また、事業者が開発したアプリについても、市が認定する公認アプリとして、一箇所にまとめて案内する。	

北九州市オープンデータカタログサイトの将来像



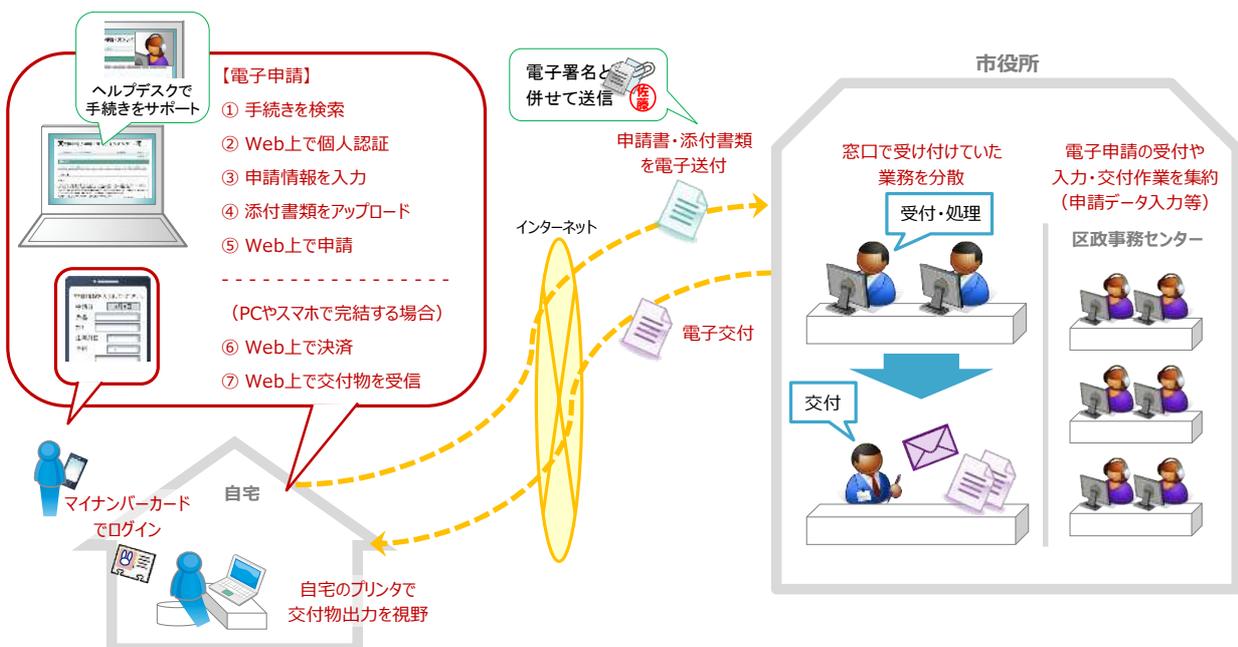
# 3. 施策の内容 (2 / 4)

## Ⅱ.「手続きにおける情報通信技術の利用等に係る取組」

施策⑤	市の手続きに関する棚卸し
<p>2018年に実施した本市の「手続きの棚卸し調査」の結果を用いて、手続きオンライン化を着手可能な手続きの度合いで3段階に分類し、段階ごとに手続きのオンライン化を推進していく。</p> <p>本市が実施した「手続きオンライン化に関する調査」では、今後オンライン化を推進すべき手続きは713種類あった。</p> <p>このうち、各種手続きの業務特性上の制約や、電子申請に係る各種機能の実現性を踏まえ、手続きオンライン化の推進手順については、以下の実現段階に応じて推進していく方針である。</p> <p>第1段階：本人確認や手数料が不要な申請を中心にオンライン化          第2段階：第1段階の機能に加え、“本人確認や手数料の発生する手続き”を中心にオンライン化          第3段階：原則、全ての手続きをオンライン化</p>	

施策⑥	手続きのオンライン化
<p>施策⑤の着手の容易さ（オンライン化に着手可能な手続きを3段階に分類）に加え、申請件数が多い（市民ニーズが多い）手続きや職員の事務負担などを考慮した優先順位を設定して取り組むことで、市民の利便性向上や事務効率化などの効果が見えやすい手法で推進していく。</p> <p>(1) 手続きオンライン化の早期推進（第1段階：現行システムでオンライン化可能な手続き）          (2) 第2段階、第3段階でのオンライン化の実現（次期導入システムでオンライン可能な手続き等）</p>	

### 手続きオンライン化将来像



### 3. 施策の内容（3 / 4）

#### Ⅲ.「官民データ活用の推進に関するその他の取組」（1/2）

##### 市民の安全・安心に資する情報の利活用

本市が保有・取得する防災情報や健康関連の情報、警察等の防犯情報、気象庁等の防災関連情報等の各種データを活用して、市民の安全・安心に資する情報を速やかに分かりやすいかたちで提供していく。

施策⑦	災害情報自動配信システムの機能強化（防災アプリ構築）
-----	----------------------------

施策⑧	インフルエンザ流行情報等の校區別情報関連アプリ構築
-----	---------------------------

施策⑨	市が保有する社会インフラに関するデータの利用環境の充実
-----	-----------------------------

##### 個人番号カード（マイナンバーカード）の普及及び活用に係る取組

本市ではマイナンバーカードを利用した住民票の写し、印鑑登録証明書、市県民税所得（課税）額証明書のコンビニ交付を導入してきた。今後は、利便性向上などの動向を見据えて、市民サービスの向上につながるマイナンバーカードの利活用を検討していく。

施策⑩	マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組
-----	-----------------------

##### 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の様々な要因に基づくICTの活用による便益の格差を是正するため、官民データ活用を通じたサービスの開発や提供にあたっては、市内の居住地域に広く行き渡っているLTE回線等で利用可能なサービス開発や、市内小・中学校へのICT利活用環境整備や教育の拡充等の取組みを進めていく。

施策⑪	市ウェブサイトのアクセシビリティ対応拡充の取組
-----	-------------------------

施策⑫	市立小学校への無線LAN環境整備とタブレット端末導入
-----	----------------------------

施策⑬	スマートフォン等を通じた市民サービス拡充の取組
-----	-------------------------

施策⑭	小学生向けプログラミング教育の支援
-----	-------------------

##### 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

情報システムを標準化して共同利用する、自治体クラウドの推進等により、情報システムの維持管理コスト削減や運用の効率化等を図る。国においても上記のような課題解決に向けた研究会等が設置されており、こうした研究会への参画や情報収集を積極的に行いながら、情報システムに係る効率化を図っていく。また、行政サービスの利便性の向上や本市の総合的なデジタル化を図るために、市内における各種データの標準化を推進していく。

施策⑮	クラウドサービス等の活用推進
-----	----------------

施策⑯	業務プロセスの標準化等の検討推進
-----	------------------

### 3. 施策の内容（4 / 4）

#### Ⅲ.「官民データ活用の推進に関するその他の取組」（2/2）

##### ICT関連施策の推進

その他、市役所業務のデジタル化推進、見直しの推進にあたっては、業務の効率化に資するICTの活用を積極的に進めるとともに、市内の産業振興等にもつながる新たなプロジェクトに取り組むことで、官民データ活用等を通じた施策の成果が広く波及することを目指す。

施策⑰	B I ツール等を活用したデータ分析加工の推進
施策⑱	G I S の活用とオープンデータとの連携推進
施策⑲	タブレット端末等を利用したテレワークの推進
施策⑳	インターネット等の経路検索における公共交通機関情報拡充
施策㉑	市役所業務の効率化推進と地域企業への波及
施策㉒	電子決裁率の向上
施策㉓	i-Constructionの推進
施策㉔	介護ロボットの導入による介護職員の負担軽減等にかかる実証